

## 「平成 20 年度通常総会」が開催されました.....

会員の皆さん、ご苦労様でした

平成20年5月18日(日)、豊川市勤労福祉会館において「平成20年度通常総会」が開かれ、下記の議案について審議、承認されました。

(出席者：正会員40名中・・・出席23名、委任状12名)

### 審議事項

第1号議案 平成19年度事業報告

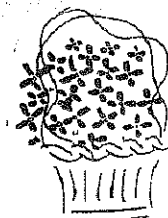
第2号議案 平成19年度決算報告

第3号議案 平成20年度事業計画(案)

第4号議案 平成20年度収支予算(案)

(写真上)

.....  
総会終了後の懇談会は自己紹介からはじまり、時間一杯有意義な交流ができました。(写真下)



# 平成20年度はネットワークの拡大・強化をめざして

代表理事 長谷川卓也

## はじめに

平成19年度、設立1年目のNPO法人東三河後見センターはよちよち歩きながらも、大きく前進しました。「実力」というより、「社会のニーズに導かれて」といった方が正しいのではないかと考えています。

依頼者の問題解決のニーズに対応する過程で、ネットワークが広がり、勉強も必要になり知識が付き、法人として新たな経験が蓄積されてきました。

もちろん、中村成人弁護士はじめ、様々な分野の第一人者が集まって出来たNPO法人ですので、メンバーそれぞれの実力は疑いようもなく高いのですが、「権利擁護のセーフティネット」たらしとする私たちの目標からすると、トータルとしてはまだまだ不十分と感じています。

## 1. 今年度の3つの強化ポイント

### ① 「成年後見制度の申立てや受任における実務能力の向上」

難しいケースが多く時間がかかる。一定の時間がかかることは仕方がない部分もありますが、担当者の処理能力をいっそう高め、今ある人材で更に多くのニーズに応えなければならない。

### ② 「迅速、的確に動くネットワークを」

次々と消費者被害にあう方、解決していない相続問題、新たに発生する相続問題、死後の処置、任意後見制度の利用、知的障害者・精神障害者の就労問題、大金の動く住宅改修、親族からの虐待、ご本人以外のご家族に支援が必要なケース等など、難しい問題で、なおかつ迅速な解決を求められる問題が数多く発生しています。福祉職の皆さん他、弁護士、医師、看護師、司法書士、社会保険労務士、行政書士、1級建築士・・・と、現在あるネットワークをいっそう機能性の高いものにすると同時に、さらに拡大する必要があります。例えば、葬儀です。身寄りのない高齢者の後見人になれば、いずれは「死」に直面します。

「死」に伴う後見人の仕事は、矢張り、それに対応出来るネットワークを作っておかないと、間に合いません。

### ③ 「行政・公的機関との連携の強化」

成年後見制度を必要とする人は市井にいます。第一発見者は、ご家族、ご近所の方、民生委員、ケアマネジャーなどです。対応に困った方々、あるいはケアマネジャーが訪れる窓口は、行政の介護高齢課や障害福祉課、あるいは地域包括支援センター、社会福祉協議会などです。

それらの窓口いかんで、問題解決のスピードが決まります。成年後見制度を利用することによって、核心となる問題が解決する場合は、まずその利用を働きかけることが大切です。東三河後見センターとそれらの窓口あるいはケアマネジャーとの連携を強化することによって、迅速・的確な問題解決に結ぶつくケースは格段に増えるでしょう。

## 2. 今年度4月以降の申立てと受任の状況

4月1日以降の状況は次のとおりです。

申立てに関わる相談支援 (件)

| 後見    | 保佐  | 補助  | 合計    | 註：( )内は、すでに依頼を受けており、7月末までに申立てをする予定の件数 |
|-------|-----|-----|-------|---------------------------------------|
| 3 (3) | (1) | (4) | 3 (8) |                                       |

障害別

| 認知症   | 知的障害 | 精神障害 | 合計    | 註：( )内は、すでに依頼をうけており、7月末までに申立てをする予定の件数 |
|-------|------|------|-------|---------------------------------------|
| 3 (4) | (4)  |      | 3 (8) |                                       |

類型別後見人等の受任

| 後見    | 保佐    | 補助    | 合計     | 註：( )内は、9月末までの受任見込み人数 |
|-------|-------|-------|--------|-----------------------|
| 1 (3) | 0 (2) | 1 (5) | 2 (10) |                       |

今年度に入り、4月から7月までの申し立ては、合計11件となります。また、4月～9月までの後見人等の受任は、合計12件となる見込みです。これは昨年度1年分の申立てや受任件数を上回ります。

ちなみに、昨年度(平成19年4月1日～平成20年3月31日)の状況は次のとおりでした。

申し立てに関わる相談支援 類型別

| 後見 | 保佐 | 補助 | 合計 |
|----|----|----|----|
| 3  | 1  | 6  | 10 |

障害別

| 認知症 | 知的障害 | 精神障害 | 合計 |
|-----|------|------|----|
| 3   | 6    | 1    | 10 |

当センターによる後見人等の受任件数(類型別)

| 後見 | 保佐 | 補助 | 合計 |
|----|----|----|----|
| 3  | 0  | 4  | 7  |

10月からは、新事務局メンバーが1名加わります。体制を強化し10月からの下半期に望む予定です。

### 3、市民活動委員会の活動

「相互啓発」を中心とする委員会は、今年度に入り5月6月と2回開催されました。2回とも素晴らしい内容で、参加者から学習内容のレベルの高さにびっくりする声が聞かれました。改めて東三河後見センターの会員の皆さんのそれぞれの分野における業務レベルの高さに感服しました。6月は15名の参加でしたが、会員以外の参加もあり(参加費500円)、広がる気配をみせています。地道な活動ではありますが、この活動を1年間継続することで、会員相互のネットワークは一段と強化され、東三河地域における成年後見制度の利用を促進する強力なネットワークに成長するのではないかと楽しみです。

### 4、豊川市介護高齢課・障害福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会との懇談会の開催

5月27日(火)午前10時から約2時間、ウイズ豊川で、豊川市生活活性課の働きかけにより、NPO法人東三河後見センターと豊川市介護高齢課・障害福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会との懇談がはじめて開催されました。当センターからは長谷川・佐藤・福住・豊田の4名、豊川市からは10名が参加し、生活活性課の鎌田氏の司会で和やかに進められました。

当センターからは第2回通常総会の議案書、センターのパンフレットなどを資料として提供し、概況を報告。

豊川市側からは、成年後見制度の関係図が出され、現状の報告などがなされました。

成年後見制度がまだ広く知られていないので周知することの大切さや、ケアマネジャーなどニーズに接近する人たちに制度を知らせ、問題意識をもってもらふことの重要性などが当面の課題として話され、当面2か月おきくらいに懇談会をもって、市民が成年後見制度を利用しやすい仕組みづくりに向けてセンターと行政・社協が話し合っていく必要性を確認しました。次回はもう一度生活活性課に召集してもらい、7月か8月上旬に開催することになっています。

### 5、医師会との連携

成年後見制度の申し立てに際し、医師による診断書(類型によっては鑑定書も)は不可欠です。

この制度の利用が広がる気配の中で、成年後見制度に関わる診断書作成等につき医師の理解・協力がえられるよう医師会との話し合いを重ね、成年後見制度の啓発活動に力を入れる必要があります。

### 6、(社)愛知県社会福祉士会の動きと連携の強化

ようやく愛知県社会福祉士会が実践的な動きを見せ始めました。社会福祉士会の成年後見人養成研修を終了して名簿登録した社会福祉士(「ばあとなあ」と呼称)を今年度は東三河、西三河、尾張名古屋の3つのグループにわけ、それぞれの地域で実践的な活動をしようとしています。

申し立ての支援や第三者による後見人の受任は、東三河後見センターだけで担えるものではありません。

弁護士会、司法書士会など様々な団体・個人がこの分野に積極的に取り組むことが大切です。

第三者後見人の社会資源として社会福祉士会の「ばあとなあ」は貴重です。

東三河における実践的な動きに弾みをつけられるよう、東三河後見センターは積極的に支援し、社会福祉士会との連携を強化したいと考えています。

## 会員さん紹介

### 神谷典江

高齢者・障がい者がその人らしい生活ができるよう「権利擁護のセーフティネット」を目指し立ち上がった東三河後見センター。

私は地域で民生・児童委員として活動させていただいております。成年後見制度と介護保険制度はこれからの高齢社会を支える車の両輪と知り、興味をもち会員になりました。まだまだ後見制度については勉強不足の私ですが、後見制度を作っただけでは社会は機能しないことを感じています。

介護と同様に、今まで家族の中で行われてきた後見を社会全体で担う「後見の社会化」の発想が、成年後見法の根底にあると思います。そして、成年後見制度におけるマンパワーの養成と、相談システムの構築が急務だと感じます。

特にこのセンターのようなNPOがこの制度を支えることが最も大切であると考えます。また、NPOの組織を生かして、成年後見制度がうまく機能するようにすることが大変重要だと思います。今後は、後見センターが上手く行政などと連携をもち人のネットワークを生かし、皆が安心して暮らせるまちになるように推進していったらいいと感じ、自分自身も、自ら成年後見に関わっていく姿勢を持つ事が重要だと思っています。



### 山本満

こんにちは。

私は現在みかわ市民生活協同組合で介護保険と障害者自立支援にかかわる福祉事業に携わっています。10事業所24事業の支援事務局で申請や更新などの事務作業からシステムに関わる仕事をしています（といってパソコンに精通してはなりません）。

介護・障害ともに現場で働くスタッフが減り続けています。一方新規で採用できる方は本当に少なく、新聞折込チラシを行っても1件も問い合わせすらない状況です。

特に最前線で事業を支えている「ヘルパーの現状」(不足とはいいたくないが・・・)は危機的状況です。今後高齢者が増え、在宅を希望される先に何が見えるのでしょうか。

一般職と比較しても低賃金はマスコミでも言われ周知の事実ですが、何よりも「介護職」の評価・認識があまりにも低く、認知されていないことに危機感を感じています。

医療と同じ命にかかわる仕事をしている評価が低いのは本当に寂しい限りです。

嘆いてばかりでは何も進みません。少しでも希望を持って進みたいと思います。それは何よりも厳しい中でがんばっている仲間がいることだと思います。地域でさまざまな分野で活躍している方が、それぞれの得意分野で力を発揮し、連携して安心して住める地域を作って行こうとしている事を目の当たりにすると元気が出ますね。

私にとって東三河後見センターがそんな場であるように感じています。

これからもよろしく願いいたします。



# 高齢者・障害者・権利擁護を学ぶ学習会

NPO 法人東三河後見センター市民活動委員会では、会員相互の啓発活動として毎月例会による学習会をおこなっています。それぞれの専門職や独自の経験などを会員が講師となって講義しさまざまな課題や問題を学ぶことで、後見制度を深く理解していけるように企画しています。会員外の方も参加できますので、ぜひ参加いただき後見制度、地域の福祉について考えてみましょう。

- 場 所 : ウィズ豊川 (豊川市社会福祉会館)  
日 時 : 毎月第3水曜日 午後7時から午後9時  
参加費 : 会員無料 非会員500円  
内 容 : 東三河後見センター事業部の活動報告  
          テーマ別による学習会 10月までは下記の通り  
申 込 : 不要 (但し、資料印刷の都合上下記用紙にて連絡いただくとありがたいです。)

- 7月16日 精神障害者について  
8月20日 債務整理など司法分野の処理について  
9月17日 障害者・高齢者の医療制度について  
10月15日 知的障害者の生活について

連絡先: 東三河後見センター TEL 0533-80-2707  
FAX 0533-80-2708

東三河後見センターとは・・・高齢者・障害者の権利擁護に関する事業を行い、東三河における成年後見制度の利用促進を図り、高齢者・障害者の権利と利益を守り、もって地域福祉の向上に寄与することを目的 (当法人定款第3条) とします。高齢者・障害者が生涯その人らしい生活ができるよう「権利擁護のセーフティネット」を目指しています。

後見センター市民活動委員会 行き  
\_\_\_\_月 学習会に参加します。

お名前 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

## 5月例会テーマ「認知症高齢者について」

5月21日の市民活動委員会では「認知症高齢者について」というテーマで学習会を行いました。講師として後見センターの会員である坂柳さんと私鋤柄が「認知症の理解と対応について」説明しました。

まず、「認知症とは病気であるということを知って欲しい。認知症になっても支援を受けることで在宅生活を安全に送っていくことが出来る。認知症への誤解や偏見をなくし、早期発見・治療を行うとともに、周りにいる人たちが適切な関わり方を学び、地域・家庭・社会で支えていくことが必要」と訴えました。

そして認知症の方への関わり方を知るためには、症状だけではなく、出来ることと出来ないことを知ること、どんなことを体験しているのか、心理などを知ることが必要であることを述べました。また、事例を交えながら単なる物忘れと、認知症の物忘れの違いや記憶障害、感情の変化などの説明を行いました。認知症の方への接し方として「叱らない・無視しない・ありのままを受け容れる」を基本に、認知症の方が落ち着いて過ごせる環境づくりの重要性を述べました。

参加者からも質問が上がるなど、認知症への関心の高さがうかがえました。

認知症全般に言える予防策では、環境の変化などに注意し、規則正しい生活や、肥満などの予防、役割意識を持って元気に生きていくことが大切であり、生き甲斐や新しいことに挑戦していくことも効果的であると説明を行いました。

最後に権利擁護として、認知症の方は判断能力が低下したことで、虐待、悪徳業者による消費者被害に巻き込まれやすいことを上げ、予防的視点を含めた「本人らしい生活」の保障と、安全かつ基本的ニーズが満たされた生活基盤の形成のためにも、成年後見制度をはじめとした制度活用は不可欠であるとまとめました。

今回、認知症高齢者をテーマに勉強会を行いました。障害者分野の方などからは、「普段、関わりがないから勉強になった」「知らないことばかりだった」といった声が聞かれました。会員同士の相互啓発を深める学習会になりました。

### 会費納入のお願い

平成20年度会費を下記口座にお振り込みくださるようお願いいたします

振込先

豊川信用金庫 本店

店番 001 口座番号 3376670

口座名義 特定非営利活動法人東三河後見センター

代表理事 長谷川卓也

※すでに納入いただいた方には、会員証を同封させていただきました

